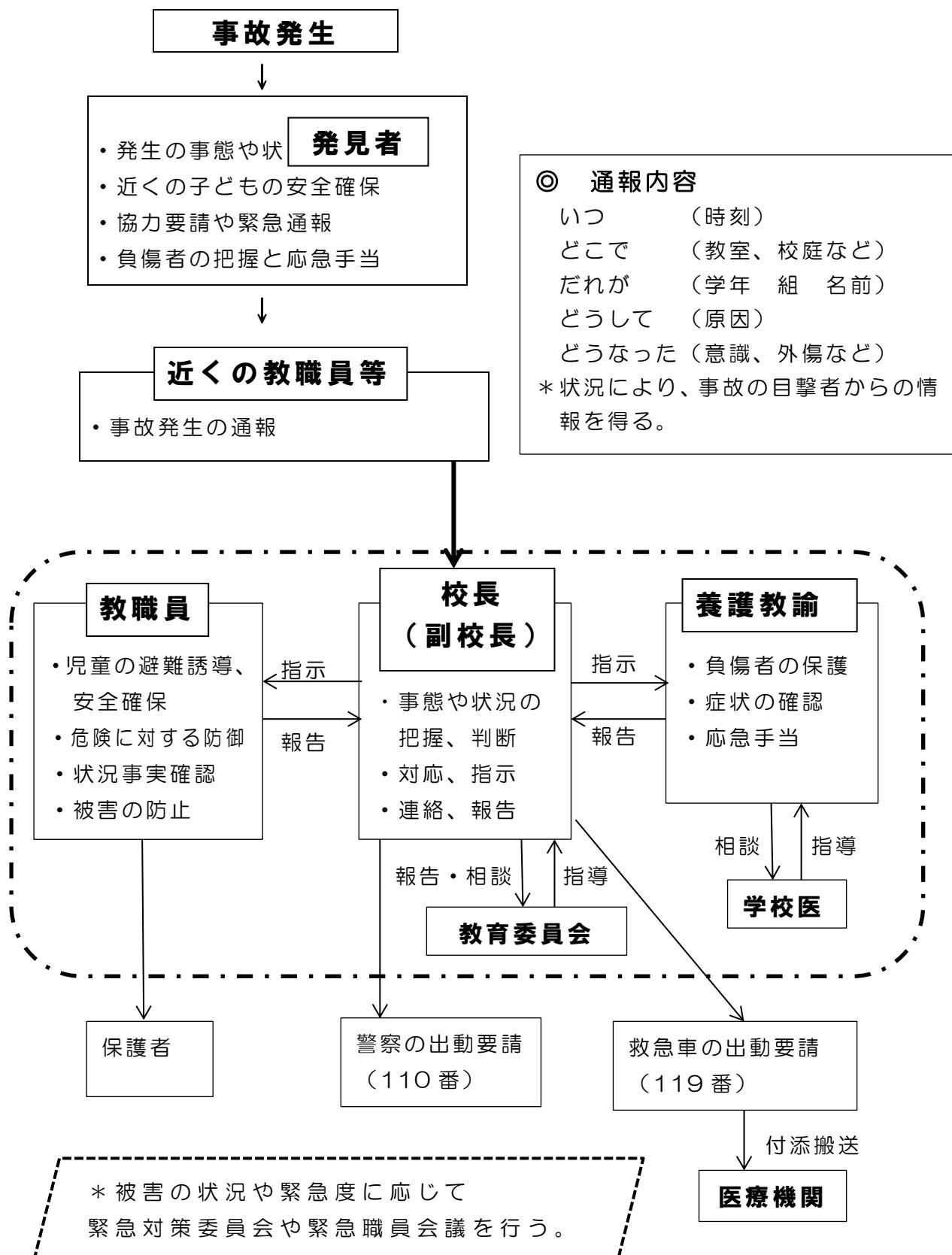


事故対応マニュアル

江戸川区立平井東小学校

1. 事故現場での対応体制



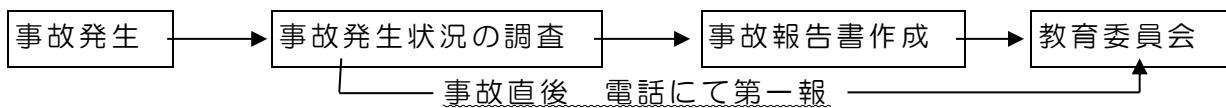
2. 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・事態や状況の把握、判断 ・副校長、教職員、養護教諭等への指示 ・避難誘導の指示
通報連絡	副校長 教務主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車の出動要請 ・警察の出動要請 ・保護者への連絡 ・教育委員会への報告 ・報道機関との対応 ・記録
避難誘導	学級担任 (専科)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所への誘導 ・避難場所での安全確保 ・救急車
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の保護 ・症状の確認 ・応急手当 ・健康状態の把握 ・心のケア

3. 事故発生後の報告と事後処理

(1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。

記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- ・事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般児童への指導

- ・一般児童が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。

緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合

◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」
「救急車をお願いします。」
「江戸川区立平井東小学校です。」
「住所は江戸川区平井4-28-9です。」
「電話番号は、3681-0957です。」
「けが人(病人)は小学〇年生、男子、(けがの起きた状況)」
「症状、けがの状態は_____」

★ 正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。